

# かごしまの農林水産物認証制度残留農薬自主検査実施要領

## (野菜・果樹・米・茶・その他作物)

### 1 目 的

かごしまの農林水産物認証制度に申請する作物が、地域栽培基準に基づき適正な防除がなされ、農作物中に基準値を上回る農薬残留がないか、出荷前の自主検査を行い「安全性」の担保とし、万が一残留農薬基準値超過などが発生した場合は、早急に改善措置を講じることを目的とする。

### 2 検査対象・検査検体

検査の対象は、かごしまの農林水産物認証制度で認証を行う農産物とする。検査検体数は、下記に定める残留農薬検査検体数基準による。

〔残留農薬検査検体数基準〕

下記の基準で検査を行う。

品 目	基 準	備 考
野 菜	申請毎に最低1検体とし、出荷計画量に応じ下記の基準で検査を行う。 ①露地野菜：出荷計画量 500 t 当たり1検体 ②施設野菜：出荷計画量 150 t 当たり1検体	
果 樹	申請毎に最低1検体とし、出荷計画量に応じ下記の基準で検査を行う。 ①柑橘類（温州みかんを含む） ：出荷計画量 400 t 当たり1検体 ②なつみかん類 ：出荷計画量 500 t 当たり1検体 ③その他の果樹類：出荷計画量50 t 当たり1検体	
米	申請毎に最低1検体とし、出荷計画量に応じ下記の基準で検査を行う。 出荷計画量300 t に1検体	
茶	申請団体を構成する荒茶加工場毎に1検体以上（1番茶）とする。また、2番茶以降は各茶期毎に申請団体内で5工場当たり1検体以上を行う。 仕上げ茶加工業者にあつては、1銘柄につき1検体以上とする。	
その他作物	申請毎に最低1検体とし、出荷計画量に応じ下記の基準で検査を行う。 出荷計画量100 t 当たり1検体	

※ 但し、消費者が直接もぎ取り等を行う観光農園については、原則として各農園毎（生産者毎）に1検体とする。

### 3 検査時期

認証適否の判定基準とするため、原則として認証判定委員会1週間前までに検査結果を提出できるよう、産地で調整の上検査を実施する。

#### 4 残留農薬分析検査に係る負担金

(1) 検査料・サンプル代金・送料など検査依頼主が負担する。

#### 5 検査機関

多成分一斉分析法または公定法に基づく個別の農薬残留試験のできる機関とする。

#### 6 検査方法は原則として「多成分一斉分析」とする。

※検査方法・金額などは検査機関に直接問い合わせてください。

#### 7 検査手順

(1) 検査検体の採取方法は、栽培管理責任者が、別記1「残留農薬検査検体の採取方法」に基づき、原則として出荷前（以降農薬散布がない時期）のほ場から採取を行う。

なお、2の「残留農薬検査検体数基準」により算出される検査検体数が2検体以上ある場合、原則として出荷期間中に分散して検査するものとする。

(2) 検査検体は、検査機関が定める「残留農薬分析依頼書」を添付し直接届ける。

なお、当分析が「かごしまの農林水産物認証制度」に係る検査と判るように、分析依頼書の備考欄などに、「かごしまの農林水産物認証制度」と朱書きで記入する。

#### 8 検査結果の取扱

(1) 申請者は、検査の都度、「残留農薬分析報告（様式1）」により検査機関で行った検査結果の写しと当該検査実施ほ場の農薬散布履歴の写しを添えて、（公社）鹿児島県農業・農村振興協会（以下「（公社）農・農協会」という）へ報告する。

(2) なお、検査機関及び（公社）農・農協会は、検査結果及び内容について、申請者（検査依頼主）の同意なしでは公表及び他の目的への使用はできないものとする。

(3) 検査結果は3年間保存するものとする。

#### 9 基準値超過などの対応・手順

残留農薬検査の結果、基準値超過や無登録農薬及び適用外農薬の検出（以下、「基準値超過など」という。）が発生した場合の手順と対応は、以下のとおりとする。

(1) 栽培管理責任者は、出荷管理責任者と連携して直ちに出荷を停止するとともに、「残留農薬分析緊急報告書（様式2）」により（公社）農・農協会に報告する。

(2) なお、申請者が認証申請中の場合、前項の報告を受けた（公社）農・農協会は、原因究明と改善が確認されるまでは、認証を保留する。

(3) 申請者は、基準値超過などが発生した場合、県・関係機関または団体の指導のもと、原因究明を行い、適切な改善を行う。

(4) その後、再度、当該ほ場から採取した検体の残留農薬検査を実施する。

(5) 残留農薬検査結果について基準値超過などが改善された後、（公社）農・農協会に「残留農薬に係る調査指導報告書（様式3）」と残留農薬検査再検査結果を提出する。

(6) 前項の報告があった場合、（公社）農・農協会は、認証保留を解除し直近の認証判定委員会に報告する。

#### 附 則

この要領は、平成16年9月30日より施行する。

この要領は、平成17年3月16日より施行する。

この要領は、平成22年3月1日より施行する。

この要領は、平成23年6月30日より施行する。

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

## 残留農薬検査検体の採取方法

### 1 採取方法

- (1) 検体は栽培管理責任者が責任を持って採取する。
- (2) 原則として、検体は出荷直前のものを、申請する生産者のほ場から採取する。
- (3) 検体は、同一生産者、同一作型、同一時期に採取する。
- (4) 検体は、農薬の散布むら等による影響を少なくするために、ほ場から均等に採取する。
- (5) 検体は、市場で販売する同等の条件のものとする。  
(未熟・過熟・損傷・変形・腐敗・糖度検査用などはサンプルとしない)
- (6) 検体を扱うときは、農薬・雑菌などに汚染されないように注意する。
- (7) 検体は、日数を経ると成分分解など生じる可能性があるため、検査直前に採取する。
- (8) 最も、残留農薬の危険性が高いと思われる場所から検体を採取するよう努める。

### 2 検体の採取量

- (1) 検体の必要数量は概ね1kg(～2kg)であるが、品目によって数量が違うので、各検査機関の必要数量を検体の採取量とする。

### 3 検体の梱包

- (1) 検体の汚染などを防ぐため、検査機関で指定する包装容器を使用する。
- (2) 検査機関の定める「残留農薬検査依頼書」を必ず添付する。
- (3) 送付する場合は、検体の破損及び保冷库など使用による結露等が起こらないように注意する。

(様式1)

平成 年 月 日

(公社) 鹿児島県農業・農村振興協会 理事長 殿

申請者: \_\_\_\_\_

残留農薬分析結果報告について

下記のとおり、残留農薬の検査結果について報告します。

記

認証区分		品目名	
生産者名		ほ場名(番号)	
検体採取年月日	平成 年 月 日		

添付資料

- 1 残留農薬検査結果の写し
- 2 当該検査ほ場の農薬散布履歴の写し

(様式2)

平成 年 月 日

(公社) 鹿児島県農業・農村振興協会 理事長 殿

申請者：\_\_\_\_\_

### 残留農薬分析結果緊急報告書

下記のとおり、(無登録農薬, 登録適用外農薬, 基準値超過農薬) が検出されました。  
該当する農家の生産物については、直ちに出荷を停止するとともに、かごしまの農林水産物認証制度残留農薬自主検査実施要領に沿って、発生原因の究明と再発防止策を検討し、残留農薬分析再検査を実施いたします。

#### 記

#### 1 検出の内容

氏名	品目	収穫日	分析 月日	検出農薬 成分名	商品名	基準値 (ppm)	検出量 (ppm)

#### 2 残留農薬検査結果 別紙のとおり

(様式3)

平成 年 月 日

(公社) 鹿児島県農業・農村振興協会 理事長 殿

申請者：\_\_\_\_\_

### 残留農薬に係る調査指導報告書

過日、分析時に検出された残留農薬について、調査結果並びに改善結果について下記により報告します。

#### 記

#### 1 検出の内容

氏名	品目	収穫日	分析 月日	検出農薬 成分名	商品名	基準値 (ppm)	検出量 (ppm)

#### 2 検出の原因又は考えられる要因

#### 3 改善措置

#### 4 改善結果

残留農薬検査 基準値以内 基準値超過  
別紙のとおり